

平成29年3月17日
兵警交企例規甲第7号

第1 目的

この要領は、交通事故（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路において発生した自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに列車の交通による人の死傷をいう。以下同じ。）の抑止対策を講じるための基礎となる交通事故分析（以下「事故分析」という。）を効果的に実施するための体制を整備することを目的とする。

第2 事故分析の実施体制

1 交通事故分析官の設置

- (1) 交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に交通事故分析官（以下「分析官」という。）を置く。
- (2) 分析官には、交通企画課において事故分析を担当する警視の階級にある警察官又は相当職にある一般職員をもって充てる。

2 交通事故分析補佐官の設置

- (1) 交通企画課に交通事故分析補佐官（以下「補佐官」という。）を置く。
- (2) 補佐官には、事故分析を担当する警部の階級にある警察官又は相当職にある一般職員をもって充てる。

3 交通事故分析員の設置

- (1) 交通企画課に交通事故分析員（以下「分析員」という。）を置く。
- (2) 分析員には、事故分析を担当する警部補又は巡査部長の階級にある警察官又は相当職にある一般職員をもって充てる。

4 交通事故分析担当者及び交通事故分析補助者の指定

交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「高速隊長等」という。）は、次のとおり交通事故分析担当者（以下「分析担当者」という。）及び交通事故分析補助者（以下「分析補助者」という。）を指定するものとする。

(1) 分析担当者

分析担当者には、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）にあつては隊長補佐を、警察署にあつては交通課長（二課制の警察署にあつては交通第一課長）又は地域交通課長をもって充てる。

(2) 分析補助者

分析補助者には、高速隊にあつては隊員のうちから、警察署にあつては交通課（交通第一課、交通第二課及び地域交通課を含む。）に勤務する者のうちから警部補又は巡査部長の階級にある警察官又は相当職にある一般職員をもって充てる。

第3 分析官等の任務

分析官、補佐官、分析員、分析担当者及び分析補助者の任務は、次のとおりとする。

1 分析官

分析官は、交通部交通企画課長の指揮の下、事故分析が適正に行われるよう次の事務を行う。

- (1) 事故分析に関する事務の総括
- (2) 多角的見地から具体的な検討を加えた調査及び分析
- (3) 県下において死亡事故（交通事故事件捜査要綱（平成22年兵庫県警察本部訓令第1号）第4条第1号に規定する死亡事故をいう。）その他社会的反響の大きい交通事故（以下これら

を「重大な事故」という。)が発生した場合における発生現場への臨場、発生原因等の調査の実施並びに分析担当者への指導及び助言の実施

- (4) 交通事故統計の正確性及び斉一性を保持するための指導及び教養
- (5) 交通事故情勢等の情報発信

2 補佐官

補佐官は、分析官を補佐するとともに、次の事務を行う。

- (1) 事故分析の実施及び当該分析結果に基づく資料の提供
- (2) 事故分析方法の研究開発

3 分析員

分析員は、分析官及び補佐官の指揮を受け、次の事務を行う。

- (1) 交通事故抑止対策に必要な資料の収集及び整備
- (2) 交通事故抑止対策に必要な交通事故統計及び事故分析の実施
- (3) 交通事故統計及び事故分析に関する指導及び教養

4 分析担当者

分析担当者は、高速隊長等の指揮を受け、次の事務を行う。

- (1) 事故分析の実施及び当該分析結果に基づく資料の提供
- (2) 重大な事故が発生した場合における速やかな当該発生現場への臨場及び当該事故の発生原因等の調査の実施
- (3) 事故分析に係る事務に関する分析補助者の指導

5 分析補助者

分析補助者は、分析担当者の指揮を受け、分析担当者の任務に関する事務の処理と事故分析に関する資料の整備に当たる。

第4 事故分析を行うに当たっての留意事項

分析官、補佐官、分析員、分析担当者及び分析補助者は、事故分析を行うに当たっては、事故分析が、交通事故の発生を抑止するための対策を企画し、又は当該対策の実施結果についての検証を行うための前提となるものであることを認識し、当該事故分析が交通事故事件捜査要綱に定める交通事故抑止システムにより得られた単なる交通事故統計にとどまることなく、事故当事者の人的要因や車両状態、周辺の道路環境、交通規制の状況、交通指導取締りの実施状況、交通安全教育の実施状況等多角的な見地から総合的に行われるよう努めなければならない。